

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成31年2月13日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成31年2月13日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

収税課 滝口課長  
総務課 篠宮課長

3 件名

平成31年度(2019年度)白井市行政組織の再編の変更(債権管理班)について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・徴収一元化を先送りにするのか。
- ⇒徴収一元化は平成 32 年度からの実施で変更はない。徴収一元化に向けた検討を行う体制を債権管理班ではなく、現行の収税班とし、平成 31 年度に予定していた債権管理班の設置を平成 32 年度に先送りしたい。
- ・債権管理条例を設置すると、税と同じように国税徴収法で処分できるのか。
- ⇒市税と同様に処分できる。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。



(添付資料)

①平成29年度末現在の各債権の滞納金額・件数

(千円：件数)

項 目	滞納金額	滞納件数
介護保険料	24,164	382
後期高齢者医療保険料	5,674	83
保育料	17,170	105
下水道使用料	11,458	993
学校給食費	12,210	341

②各債権の滞納管理システム・業者

項 目	滞納管理システム	業 者 名
介護保険料	滞納管理システム	(株) ディー・エス・ケー
後期高齢者医療保険料	滞納管理システム	(株) ディー・エス・ケー
保育料	滞納管理システム	(株) ディー・エス・ケー
下水道使用料	下水道システム	第一環境 (株)
学校給食費	給食費収納管理システム	ちばぎんコンピューターサービス (株)

③債権管理条例の制定状況

県 内	施行日	県 外	施行日
千葉市	H24. 4. 1	秦野市 (神奈川県)	H26. 1. 1
銚子市	H27. 4. 1	明石市 (兵庫県)	H27. 4. 1
市川市	H29. 1. 1	さいたま市	H28. 4. 1
船橋市	H23. 10. 1	ふじみ野市 (埼玉県)	H30. 4. 1
館山市	H31. 1. 1	三原市 (広島県)	H30. 4. 1
松戸市	H26. 1. 1		
成田市	H26. 4. 1		
習志野市	H27. 10. 5		
柏市	H28. 4. 1		
市原市	H26. 4. 1		
八千代市	H26. 4. 1		
浦安市	H26. 1. 1		
南房総市	H29. 3. 16		
山武市	H24. 3. 16		

税と他の公金を一体的に徴収する組織の状況

	組織の状況 ※				組織名	人数	取扱っているもの							
	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)			国保税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上水道料金	下水道料金	学校給食費	公営住宅家賃	その他
1 千葉市	○				債権管理課	22	○	○	○		○	○	○	保育料
2 銚子市		○			債権管理室	12	○	○	○		○			保育料、下水道事業受益者負担金
3 市川市	○				納税・債権管理課	46								保育園保育料
4 船橋市	○				債権管理課	47	○	○	○		○	○	○	保育料・下水道受益者負担金・療育療養に関する徴収金等の強制徴収公債権・奨学金返還金・し尿収集手数料他
5 館山市			○					○	○					保育園保育料、下水道事業受益者負担金
6 木更津市			○					○	○					保育園保育料、下水道事業受益者負担金
7 松戸市	○				債権管理課	33	○	○	○		○		○	公営企業を除く、移管のあった債権
8 野田市			○					○	○					
9 茂原市				○				○	○					
10 成田市		○			債権回収対策室	5		○	○				○	下水道受益者負担金、保育料、時間外保育料、その他非強制徴収債権の一部
11 佐倉市				○										
12 東金市		○			滞納整理係	9		○	○					
13 旭市				○										
14 習志野市	○				債権管理課	7	○	○	○		○	○	○	市の保有する全ての金銭債権
15 柏市		○			債権管理室	7	○	○	○		○	○	○	保育園保育料、こどもルーム保育料、母子寡婦福祉資金貸付金、児童手当返還金、児童扶養手当返還金、生活保護費返還金、高校入学準備資金貸付金等
16 勝浦市			○											
17 市原市			○					○	○					
18 流山市		○			債権回収対策室	5	○	○	○					保育料、下水道事業受益者負担金
19 八千代市	○				債権管理課	6	○	○	○					保育園保険料
20 我孫子市		○			債権回収室	3		○	○				○	保育園保育料、下水道受益者負担金、土地区画整理事業資産金、国保税
21 鶴川市				○										
22 鎌ヶ谷市				○										
23 君津市			○					○	○					保育園保育料
24 富津市				○										
25 浦安市				○										
26 四街道市		○			債権回収室	3		○	○					国保税・保育料
27 袖ヶ浦市				○										
28 八街市				○										
29 印西市		○			債権回収対策室	3		○	○					保育料
30 白井市			○					○	○					保育料(平成28年度から)
31 富里市				○				○						
32 南房総市			○											
33 匝瑳市			○					○	○					
34 香取市				○										
35 山武市		○			債権回収対策室	3		○	○			○	○	保育所保育料、産業集落排水使用料、幼稚園保育料、学童クラブ利用料、病院診察代、生活保護費返還金、法人市民税
36 いすみ市			○					○	○					
37 大網白里市				○										
38 酒々井町				○										
39 栄町			○					○	○					
40 神崎町				○										
41 多古町			○					○	○					
42 東庄町			○					○	○					
43 九十九里町				○										
44 芝山町				○										
45 横芝光町				○										
46 一宮町				○										
47 睦沢町				○										
48 長生村				○										
49 白子町				○										
50 長柄町				○										
51 長南町			○						○					
52 大多喜町				○										
53 御宿町				○										
54 鋸南町			○					○	○					
市計	6	9	10	12										
町村計	0	0	5	12										
県計	6	9	15	24										

※「組織の状況」区分

- (ア) 債権回収を一元的に行う課を設置している。
- (イ) 債権回収を一元的に行う課は設置していないが、室・班・係を設置している。
- (ウ) 収税担当課において、税以外の徴収を行っている。
- (エ) 他の公金との一体的な徴収は行っていない。

※この表で国保税は、他の公金としていない。

※南房総市は、合併前の団体が賦課した国保税の滞納繰越分を取扱っている。

**④企画財政部企画政策課企画政策班に廃課する総務部情報管理課より、統計業務を統合する。**

各種統計調査で得たデータは、総合計画策定時及び計画の進行管理などに引用する等関連性があることから統合し、事務の効率化が図れる体制とします。

**⑤企画財政部財政課財政班に廃課する総務部行政経営改革課より、行革業務を統合する。また、総務部管財契約課契約検査班を企画財政部財政課に移管する。**

行革業務を財政と一体で行うことで、効果的かつ効率的な財政運営を図れる体制とします。

**⑥企画財政部収税課に債権管理班を新設する。**

現在、徴収率向上を目指し、未集金徴収の一元化プロジェクトチームを設置し、市税以外の地方自治法第231条の3に定める公課等の未収金の徴収の一元化について協議を重ねてきた結果を受け、債権管理班を新設し、徴収体制の強化を図ることとします。

平成30年度(2018年度)

平成31年度(2019年度)

